

別紙

令和6年3月5日付保医発0305第5号厚生労働省保険局医療課長、歯科医療管理官名通知
「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」ならびに

令和6年3月5日付保医発0305第6号厚生労働省保険局医療課長、歯科医療管理官名通知
「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」に基づき

当院ホームページに掲載が定められている事項の掲載

該当施設基準	内容
第1の8 医療情報取得加算	○ オンライン資格確認を行う体制を有しています。 ○ 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。
第1の9 医療DX推進体制整備加算	○ 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施出来る体制を整えています。 ○ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
第26の2の2 後発医薬品使用体制加算	○ 後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。 なお、医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる場合がありますが、受診者への影響をできる限り少なくするための対応を行う体制を整えています。
第6の4 院内トリアージ実施料	○ 1階医事課カウンターに、患者さま向けに院内トリアージの実施についての説明を掲示し、周知を図っています。
第6の8の4 外来腫瘍化学療法診療料	○ 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置されています。 また、外来腫瘍化学療法を受けられている方へ電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡方法をお伝えしています。 ○ 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制を整備しています。 ○ 毎月、実施される化学療法の治療内容の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。
第11 ハイリスク妊産婦共同管理料	○ 共同で行う保険医療機関の名称、住所及び電話番号 奈良県立医科大学附属病院 住 所 : 橿原市四条町840番地 電 話 番 号 : (0744) 22-3051
第36の4 一般名処方加算	○ 医薬品の供給状況や、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を説明するポスターを掲示するとともに、診察時に同意をいただく必要が生じた場合には、十分な説明を行います。